

事業所の皆様へ

茨城県では令和5年度（令和6年3月新規高等学校卒業予定者）から全国高等学校統一用紙 履歴書（応募書類 その1）の記入方法について、「手書き」のほか、「パソコンでの作成についても明文化しました。」

※ 全国高等学校統一用紙 履歴書（応募書類 その1）

茨城県内に就業場所がある 事業所



- ①手書き作成・パソコン入力どちらでも可
- ②手書き作成
- ③パソコン入力

のいずれかを事業所が選択し求人票補足事項に記入する
（求人申込書（高卒）の書き方のポイントを参照のこと）

※履歴書様式は全国的に、紙媒体を各ハローワークから高等学校に配布しております。

※ 履歴書記入方法にあたってのQ&A

Q1. なぜ、今回高校生の履歴書の記入方法を変更したのか。

- A. 一部の方から高校生が企業に応募する際、なぜ、手書きの履歴書なのかといった意見が届いていたことから、就職慣行アンケート(1人1社制)調査を実施するタイミングで、事業所や卒業就職者の方々にご意見を伺ったところ、回答者2366人中1555人(65.7%)、事業所(69.7%)、卒業就職者(62.7%)の方が「手書き・PC入力・どちらでも可」というご意見であったため、令和5年度茨城県就職問題検討会議で協議し決定いたしました。

Q2. なぜ、事業所が求人票に履歴書の記入方法を記入する必要があるのか。全国統一の応募書類なのだから「手書き作成」で良いのではないか。

- A. 事業所や卒業就職者の6割以上の方が、「手書き以外でも可」と回答していること、その他の意見として、「事業所の意向、生徒の書きやすい方が良い、学校の先生・生徒の負担軽減、何らかの理由で手書きできない、パソコンが使えない」といった意見があり、3種類からの選択制にしました。

Q3. パソコンで履歴書を作成すると学校や生徒が、項目やサイズを変更してしまうことはないか。

- A. 茨城県就職問題検討会議で決定した「申し合わせ」で項目やサイズの変更不可と周知を図ること、また、各高等学校に対し検討会議構成員の傘下高等学校や各ハローワークの開催する進路指導担当者会議などでも周知の徹底を図ってまいります。
※茨城県内の高等学校には、茨城県や各ハローワークを通じてパソコン用履歴書を配布する予定です。（デジタル化のフォーマットにはなっていません）

Q4. 求人公開とした場合、県外の高等学校からの応募も考えられます。県外の高等学校から生徒が応募する場合の履歴書の取り扱いは、どのようなになるのか。

A. 茨城県内のハローワークに求人票を提出し、県内を就業場所としている事業所が求人票補足事項に記入したものととなります。

例1：「手書き作成・パソコン入力どちらでも可」と記入されていた場合
→県外・県内の各高等学校の生徒は、作成しやすい方で作成し送付します。

例2：「履歴書は、パソコンで作成」と記入されていた場合

⇒【茨城県内】

各高等学校の生徒は、パソコンで作成し送付します。ただし、何らかの理由でパソコンによる作成ができない生徒は、「手書きで作成」として提出しても良いか。」などを事業所に問い合わせることが考えられます。

この場合は、無理にパソコンでの作成を強要せず、「手書き作成でも可」としていただけるようご配慮ください。また、この回答で応募生徒や先生は、適性と能力の判断で不利になるのではと考えてしまう可能性がありますので、履歴書の記入方法は『採用内定判断に影響しない』旨を、併せて付け加えてお答えいただきますようお願いいたします。

⇒【県外】

高等学校の先生から、補足事項に「履歴書は、パソコンで作成をお願いします」と記入されているが、「①パソコンで作成するのか、②フォーマットはどうするのか。」などを事業所に問い合わせることが考えられます。

この回答は、パソコンで記入していただければ幸いですが、何らかの理由があると考えられることから、上記に準じてお答えいただきますようお願いいたします。フォーマットについては、以下の「Q6」を参照ください。

Q5. 茨城県内の企業が、同一職種の募集を『県内と県外の就業場所』で、1枚の求人票で行う場合、求人票裏面の補足事項はどのように記入すれば良いのか。

A. 県内・外の就業場所を複数記入する場合には、求人票補足事項に「①手書き作成・パソコン入力どちらでも可」又は「②手書き作成」のどちらかを記入していただきますようお願いいたします。

なお、「履歴書は、パソコンでの作成」と記入した場合には、Q4のように対応してください。

Q6. 募集に関するリーフレットや関係書類（全国高等学校統一用紙履歴書「パソコン用」など）をインターネットから入手することは可能か。

A. 茨城労働局のホームページトップ画面に「新規学校卒業予定者等（募集・応募）関係」と表示したバナーを配置しました。

※ ご不明な点については、茨城県内各ハローワークにお尋ねください。